

監 事 監 査 報 告 書

平成28年5月24日

学校法人 芦屋学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

監 事 檉 永 征 二



学校法人芦屋学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人芦屋学園寄付行為第15条の定めに基づき、平成27年度（平成27年4月1日から同28年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

記

1 監査方法の概要

監事は、理事会、常勤理事会、運営会議その他の会議に出席するほか、理事及び法人事務局その他の関係者から事業の状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、主要な関係部署で業務及び財産の状況を調査したほか、会計監査人（衣目公認会計士事務所）から計算書類につき意見を聴き検討しました。

なお、本法人の監事定員は2名であるところ、平成27年4月28日付で欠員の補充として檉永征二が選任されましたが、前任の江戸 忠が同年5月31日付辞任し、新たに選任された中村良介も28年3月24日付辞任しました。そして、その後任には3月29日付で青木伸文が選任されましたが、本監査報告は、在任期間との関係で檉永征二のみで行なうことを申し添えます。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関して、不正の行為は見当たらず、また法令及び寄付行為に違反する重大な事実も認められません。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、月次試算表など会計帳簿の記載と合致しており、かつ法令及び寄付行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上